

利用料金表

2019.4.浜松市承認済み

部屋No.	広さ	9-21時までの1時間につき		21時-21時30分まで	
		文化芸術創造団体	その他	文化芸術創造団体	その他
101	118㎡	370(740)	750(1,500)	180(360)	370(740)
102	39㎡	120(240)	250(500)	60(120)	120(240)
103	43㎡	80(160)	170(340)	40(80)	80(160)
104	80㎡	260(520)	520(1,040)	130(260)	260(520)
201	113㎡	360(720)	730(1,460)	180(360)	360(720)
206	56㎡	170(340)	350(700)	90(180)	170(340)
301	156㎡	500(1,000)	1,000(2,000)	250(500)	500(1,000)
全室		1,860(3,720)	3,770(7,540)	930(1,860)	1,860(3,720)

- 1 文化芸術創造団体とは、文化芸術に関し、創作活動の推進又は市民の交流、もしくは、情報の発信を行うことを目的とする団体のうち、市長が認めるものをいいます。(市への申請が必要です)
- 2 利用時間の開始、終了は正時からとします。利用時間の終了が21時30分までの場合はこの限りではありません。
- 3 利用者が300円以上の入場料(これに類する会費のようなものを含み、資料代その他の実費を除く)を徴収する場合及び商品の展示、宣伝又は販売その他の営業活動を行う場合の利用料金は、所定の利用料金の*2倍に相当する額とします。*()料金
- 4 利用時間を15分以上超過し、または繰り上げて利用する場合の当該超過または繰り上げにかかる利用料金は次のとおりとします。
 - (1) 所定の開館時間内に利用する場合は、当該超過し、または繰り上げた時間の属する利用時間区分の利用料金(「3」に規定する利用にあつては、当該規定により算出した額とする(2)において同じ)に相当する額とします。
 - (2) 所定の開館時間外に利用する場合は、1時間につき、9時から21時までの間の1時間あたりの利用料金の1.5倍に相当する額とします。
- 5 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

<付帯設備使用料>

種別	1日1回につき	仕様
展示台	1台 40円	
移動式展示パネル	1台 20円	
プロジェクター	1台 310円	
スポットライト	1台 20円	104以外
IHヒーター	1台 100円	104のみ
電気コンセント	1口 100円	

<貸出備品>

種別	1日1回につき	仕様
マイク+コード	1組 220円	
マイクスタンド	1本 220円	
マイク付スピーカー	1台 550円	
電子ピアノ	1台 1,100円	要電気コンセント代
4面スピーカー	ペア 550円	
移動式スクリーン	1台 220円	1.8m×1.8m